

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

4

2025

TOPICS

P2 資産安心コラム

デジタル遺産はどう引き継ぐ？
知っておくべき要点を解説

P3 暮らしとお金の教養講座

相続の不正やトラブルから守る
『相続欠格』と『相続廃除』とは

P4 相続・贈与の基礎知識

相続の基本を確認しよう
法定相続人と遺言による相続

数字で見る相続

相続税の申告実績 微増で推移



国税庁が発表した『令和5年分 相続税の申告実績の概要』によると、被相続人数（死亡者数）は1,576,016人（対前年比100.4%）、そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は155,740人（同103.2%）で、課税割合は9.9%（同0.3ポイント増）でした。また、課税価格の総額は21兆6,335億円（同104.6%）、申告税額の総額は3兆53億円（同107.4%）で、被相続人1人当たりの課税価格は1億3,891万円（同101.3%）、申告税額は1,930万円（同104.0%）となりました。

なお、令和5年度の相続税申告でのe-Tax利用件数は8.5万件で前年度から2.4万件（38.7%）増加し、利用率は37.1%で前年度と比較して7.6ポイント上昇しました。直近3年間で利用件数は3.7倍となり、相続税申告においてもe-Taxの利用は着実に広がっているといえます。

デジタル遺産はどう引き継ぐ？ 知っておくべき要点を解説

近年では電子マネーなどのデジタル形式の財産が普及していますが、所有者が亡くなるとその存在がわからず相続トラブルにつながることもあります。今回は、デジタル遺産の相続時のトラブルを防ぐために、事前に対策しておくべきポイントなどについて説明します。

デジタル遺産の基本知識 種類と特性を理解しよう

亡くなった人がデジタル形式で保有していた金銭価値がある財産は一般的にデジタル遺産といい、原則として相続財産に含まれ、相続税の対象となります。デジタル遺産には、ネット銀行やネット証券の口座の資産、仮想通貨などの金融商品のほか、電子マネーや各種ポイント、マイレージなどがあります。なお、インターネット上に保存された情報などで、金銭価値がないものは、相続税の対象とはならず、デジタル遺品と呼ばれます。

デジタル遺産はネットワーク上に存在する無形の資産で、そのアカウントは本人の設定したログインIDやパスワードなどで管理されているのが特徴です。このため、相続人がデジタル遺産に気づかず、デジタル遺産を損失したり、相続手続き後に遺産分割協議のやり直しや相続税の期限後申告、修正申告が必要となったりすることがあります。こうしたリスクやトラブルを回避するには、後述のように事前の相続対策が必要です。

特に、デジタル遺産の相続では、ほかの遺産と異なり、次のような点に気をつけなければなりません。まず、デジタル遺産は無形のため相続人がその存在を把握することがむずかしく、存在を把握していてもログインIDやパスワードなどがわからないと内容を確認することができません。

また、相続税の申告では評価額を算定しなければなりません。デジタル遺産の評価基準はその種類によって異なり、活発な市場が存在しない仮想通貨については評価額の計算が困難です。

さらに、遺産相続はそれに応じた手続きが必要ですが、法律の整備が追いついておらず、相続手続きが確立していないデジタル遺産もあります。

円滑な相続のために 事前に進めておくべき準備とは

デジタル遺産の相続手続きの基本的な流れは、一般的な遺産と同じです。まず、遺言書の有無を確認し、遺言書が残されていない場合は、相続人全員で相続財産をどう分けるのかを話し合うことになるため、被相続人の除籍謄本などを取得して相続人を確定すると共に、並行して相続財産を把握していきます。デジタル遺産については、それを管理している会社から残高証明書などを取り寄せて確認します。遺産分割協議がまとまれば、遺産を名義変更により承継し、相続税の申告手続きを行います。名義変更の方法や手続きは、デジタル遺産の種類や保管サービスの利用規約などに応じて異なる場合があります。個別の確認が必要です。

こうしたデジタル遺産の相続手続きを円滑に進めるためには、相続人が困ることがないように事前に準備することが大切です。具体的な対策としては、①相続人がデジタル遺産を引き継げるように、保有している財産のリストを作成し、口座情報やアカウントのログインIDやパスワードなどについても記載する、②遺産分割トラブルを回避するために遺言書により相続人や相続分を指定する、③仮想通貨など相続手続きが煩雑になりそうな財産は売却して現金化する、などがあります。また、デジタル遺産に関する法律がまだ十分に整備されていない状況にあるため、法律や税制の改正に注意し、常に最新の情報を収集することも重要です。

デジタル遺産の相続は近年になって生じた問題で、まだ法整備が十分ではありません。しかし、引き継ぎを明確にする、事前に整理し処分するなど適切な対策により、トラブルを未然に防ぎ、円滑な相続をすることが期待できるようになります。

相続の不正やトラブルから守る 『相続欠格』と『相続廃除』とは

相続が開始した際、相続人となる範囲や相続順位、遺留分（遺産の最低限の相続分）などが民法で定められていますが、一定の場合に、相続する権利を失うことがあります。今回は、相続人でなくなることになる『相続欠格』と『相続廃除』の制度について説明します。

法律により権利を失う相続欠格 被相続人の意思による相続廃除

『相続欠格』とは、犯罪などの一定の重大な不正行為を行なった場合に、裁判などの手続きを必要とせず、法律上当然に相続人の資格が奪われる制度です。相続欠格に該当するケースには、故意に被相続人やほかの相続人を殺害、または殺害しようとしたため刑に処せられた場合、詐欺や脅迫によって遺言を作成させたり、遺言することを妨げたりした場合、遺言書を偽造・破棄・隠匿した場合などがあります。相続欠格が適用された者は、遺産を一切相続することができず、遺贈を受けることもできません。

次に、『相続廃除』とは、被相続人が特定の推定相続人に財産を相続させたくない場合などに、家庭裁判所へ請求することによって相続人の資格を奪う制度です。ただし、請求するためには、被相続人に対して虐待をした場合、被相続人に重大な侮辱を加えた場合、そのほかの著しい非行があった場合などの事由に該当する必要があります。推定相続人の行為がこれらに該当している場合、被相続人は家庭裁判所に廃除を請求することができます。この請求が家庭裁判所の審判で認められると、その相続人は遺産を相続する権利を失うこととなります。

生前に相続廃除の申し立てができるのは被相続人に限られ、廃除の対象は推定相続人のうち遺留分を有する相続人（配偶者、子や孫、父母や祖父母）に限られています。

なお、相続廃除は被相続人の意思を尊重するための制度ですので、被相続人の気持ちが変わることなどで、廃除した人への遺贈や、廃除の取消しの請求をすることもできます。

相続欠格と相続廃除の違い 申し立ての可否や取消しの可否

相続欠格は被相続人が申し立てをしなくても相続人が一定の事由に該当する行為を行えば自動的に相続権が失われるのに対して、相続廃除は被相続人の請求が家庭裁判所に認められる必要があります。なお、廃除の請求については生前に手続きを行うほか、遺言によって廃除の意思表示をすることもでき、この場合、遺言執行者が家庭裁判所への請求を行います。また、原則、相続欠格は取り消せませんが、相続廃除は被相続人が望めば家庭裁判所に取消しの請求をすることができます。

相続欠格と相続廃除は、どちらも適用された本人は相続する権利を失いますが、相続権は代襲相続することができ、相続権を失った本人に子や孫がいる場合、その子や孫が代わって遺産を相続する権利があります。なお、『相続放棄』は相続人が相続権を失うという点では同じですが、相続人みずからの意思によるものである点で、相続欠格や相続廃除とは性質が異なります。相続放棄の場合、はじめから相続人ではなかったとみなされるため、相続放棄をした者に子や孫がいても代襲相続することはできません。相続の手続きを進めるうえで、相続欠格や相続廃除に該当している場合、遺産分割協議においてトラブルが発生しやすいので注意が必要です。また、法律のもとに自動的に適用される相続欠格と違い、被相続人の意思のもとに行われる相続廃除では、正確な手続きや、廃除を請求することができるような事実があったことを立証するための証拠の収集が重要です。

相続トラブルが起きないようにするためにも、これらの制度の基本的な内容を知っておき、必要であれば利用することも検討しましょう。

相続の基本を確認しよう 法定相続人と遺言による相続

相続が開始すると、亡くなった人の財産を相続人が引き継ぐことになるため、まず相続人が誰であることを確定することがもっとも重要になります。今回は、相続の基本ともいえる、相続人の考え方についてあらためて確認します。

相続のときに困らない 法定相続人の順位とは

遺言が残されていない場合、相続が開始すると、遺産を法定相続人が引き継ぎます。法定相続人とは、民法で相続する権利を定められている人のことです。法定相続人になる範囲は、被相続人の配偶者のほか、被相続人の子、被相続人の父母や祖父母などの直系尊属（ただし、近い親等が優先）、被相続人の兄弟姉妹などが定められています。

被相続人の配偶者は常に相続人になります。配偶者以外の親族の相続順位は、被相続人の子が第1順位、第1順位がない場合は、被相続人の直系尊属が第2順位、第1、第2順位もない場合は、被相続人の兄弟姉妹が第3順位となります。なお、本来相続人となるはずの人が相続開始時点で亡くなっているときなどには、その人の子や孫などが代わって同順位で相続人となります。この仕組みを代襲相続といい、第1順位の被相続人の子は何代でも、第3順位の被相続人の兄弟姉妹は一代に限り、代襲相続が認められています。

遺言書で指定すれば財産を 法定相続人以外でも承継可能

相続では亡くなった人の遺志が最も尊重されるため、有効な遺言書が残されている場合、法定相続よりも遺言の内容が優先します。遺言者は遺言によって自由に遺産の分割方法などを決められ、法定相続人に限らず、遺言で指定された人や法人などが、指定された内容に従って財産の受け取りが可能です。ただし、法定相続とは異なる相続方法が指定されている場合は、遺留分に注意が必要です。遺留分とは、兄弟姉妹以外の法定相続人に認められた相続できる遺産の最低保証額です。相続で取得した遺産が遺留分を下回る場合、相続人は遺留分を侵害する遺産を取得した者に対して、侵害額に相当する金銭の支払いを請求できます。

遺言書の有無によって遺産相続の方法が異なる場合があるため、遺言書がある場合は遺留分にも注意が必要です。相続が開始してから困らないように、遺言の内容が遺留分を侵害しないかという点はあらかじめ確認しておきましょう。